

Title	地租改正と村落構造の変化(一)
Sub Title	The land tax reform and change in village structure
Author	高山, 隆三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1972
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.65, No.10 (1972. 10) ,p.639(19)- 657(37)
JaLC DOI	10.14991/001.19721001-0019
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19721001-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

しかも戦後世代がその第1中間期を送りつつあるのは、現在生産期の後半を占めて年功社会の実権を掌握している世代の青春期に比較すれば、実質消費水準で6倍、GNPでは10倍以上の格差を持っている。戦後日本資本主義の再生産体系が、国民生活の再生産体系との間に維持している同時存続の社会的条件は、すべて1920年代に原型をもつ生産年齢期核家族を職場定着させるための諸制度を再編成したものにすぎない。いまや旧い生活構造をもつ社会階層の中から、新しい生涯核家族階層が前者の10倍内外の欲求水準をもって不可逆的に産みだされはじめているにもかかわらず、新しい同時存続の社会的条件はその見通しすら立っていないというところに、われわれは現代貧困の本質と、かつて今世紀の初頭にわれわれの二世代前の人々が直面した問題との間の類似性をかいまみるのである。

後記・本篇は、昭和45・46年度文部省科学研究費による特定研究「産業構造の変革とそれに伴う諸問題」中の研究課題「産業構造の変革に伴う労働者生活の構造変化とその展望」の成果の1部である。

(経済学部教授)

地租改正と村落構造の変化 (一)

高山 隆 三

- I 問題の設定
 - II 筑摩県における地租改正 (以上本号)
 - III 養蚕製糸村落における地租改正
 - IV 地租改正と村落構造の変化
- む す び

I 問題の設定

(1)

地租改正の研究は、戦後、福島正夫「地租改正の研究」、丹羽邦男「明治維新の土地変革」によって、地租改正の施行・展開過程の政治的・法律的側面からの詳細な分析がすすめられ、他方有元正雄、太田健一、近藤哲生の諸氏による地租改正の県郡段階における施行過程と農民の対応の実証的研究がおこなわれ、研究水準は画期的に高められてきた。

戦後の地租改正に関する研究の深化においても地租および地租改正過程の政治的・経済的性格規定については、地租が旧貢租水準を継承していることに基き封建的貢租(生産物地代)の貨幣地代への転化であるという説と近代国家の租税として把握するものとに基本的に大別される。しかし地租

注(1) 有元正雄著「地租改正と農民闘争」昭和43年、有元正雄、太田健一「地租改正と地主豪農層」『土地制度史学』11号。

(2) 近藤哲生著「地租改正の研究」(昭和43年)。

(3) 地租の性格をめぐる戦後研究史については有元前掲著書第二節参照。

また以下に地租を封建的貢租の転化とする主な見解を示せば次の如くである。

i 「地租は、すでにあきらかなように、旧貢租の形態転化をとげたもの(=貨幣地代)でしかない。」近藤、前掲書146頁。

「地租は、旧貢租が中央政府に集中されたものであり(B. A. コスミンスキイのいう「集中地代」)、そのかぎりでは封建地代の形態転化にはかならない。」同書、335頁。

ii 「廃藩置県で天皇制国家が唯一の封建的土地所有者となったが、貢租は依然として現物をたてまえたままであり、しかも租率は旧藩のそれをそのまま踏襲していたためにばらばらであった。」「こうして決定された地租は、本質的には封建貢租と同じものであり、現物年貢が金納地租に形をかえただけである。」後藤精著「自由民権」1972年、30頁～31頁。

iii 「地租改正によって新たに設けられた地租は、当初における政府当局者の意図いかにかわらず、旧貢租

改正の政治的・経済的性格を明らかにするには、先ず地租が旧貢租水準を維持する高さであったとしても、旧貢租水準の維持が直接生産者にとって経済的再生産上どんな意味をもつものであるかを農民負担のあり方から具体的になお一層明らかにされなければならない。旧貢租水準が直接生産者の全剰余労働・剰余生産物を汲み尽す水準に地租改正の時点ではもはやなかったとすれば、旧貢租水準が地租として維持されたとしてもその水準より地租の性格を規定しようとし、また旧貢租水準の確保を当面の目的として地価を上から強権的に押しつけた地租改正の過程から、地租改正の性格を規定することは困難であろう。すなわち個々の農民、個別経営段階における地租改正の作用、地租水準の意味を明らかにしながら、総体として旧貢租水準が維持されたことの意義を把握する必要があるように思われる。

さらに地租改正の性格規定の差異は次の点の理解の仕方にかかっている。地租改正には、地価を基準とする金納地租の確定と、主要な生産手段である土地に私的所有権を確立したことが不可分に結びついているということには異論がないようである。しかし、地租改正の性格を規定するについて、高額な地価決定による旧貢租水準の金納地租確保をその主要な側面として把握するか、私的土地所有権の法認をそれとするかによって差異が生じてくる。この差異はさらに地押丈量の評価にまで及ぶことになる。土地私有権を確定するためには、土地の位置・面積が明らかになるよう地押丈量が行なわれなければならない。この地押丈量について福島氏は次のように述べている。

「ここに注意すべき事柄は、この段階では実施中紛糾があまりみられず、これを原因とする抵抗はなく、むしろ人民は、相当積極的に測量事業を行なったものとみられることである。そして人民の地押丈量はがいして信頼すべきものであった。」「もちろんこの例外はあるが、大体は右の状況であったと思われる。それが膨大な面積の隠田や切添地を改出しつつそうであったことを思えば、所有権保障をうたう地券制度の利用が予想以上に農民心理をうがち、ここでは成功の因となったことがしられる。」
(注5)

福島氏は所有権を保障する地券制度が人民にほとんど問題なく受け入れられ、むしろ所有権の具体的内容を確定する地押丈量に相当積極的に人民は取り組んだものとみている。このことは、地租改正における私的土地所有の法認を重視しているものとみられるのである。
(注6)

＝現物地代へのたんなる形態変化でない。しかし、地租を、新たに創出されてゆく租税体系のなかから単独に抜き出して（あるいはその国税部分のみを租税体系のすべてと誤認して）、これを近代的租税とすることも正しいとは思われない。明治政府によって創出されたこの租税体系を総体として捉え、とくにそのなかで占める地方税部面の大きな比重とその性格に注目するとき、少なくともここで当面、分析の対象とした明治前半期までにおいては、近代的租税体系とはとういふことはできないのである。（丹羽邦男「地租改正と農業構造の変化」日本経済史大系5、267～68頁）。

注(4) 関順也著「明治維新と地租改正」昭和42年、5～7頁。 林健久著「日本における租税国家の成立」昭和40年、189～190頁。

(5) 福島正夫著「地租改正の研究」335～336頁。

(6) 福島氏は、その著「地租改正」（昭和43年）のむすびで地租改正の作用と意義の第一に農民に農地の私有権を法認したことをあげている。（304頁）

福島氏の地押丈量の評価に対し、有元氏はそれが官吏の督責によってすすめられた側面があることを強調する。そして「各府県において官吏の督促にも拘わらず行なわれる丈量サボタージュとともに、……丈量再調村が相当な数にのぼることや、水沢・宮城両県において人民申出の反別から相当量増加している点などを、この段階の丈量技術の拙劣さよりくる遅延や誤謬とだけみるわけにはゆかない。人民は政府＝府県が租税は地価に賦し、反別に関係なしと説得しても、『地ノ広狭……陰ニ地価ノ昂低ヲ為ス』実態を認識しているものであり、『欺隠田糧律』に公然と抵触しない範囲での抵抗を地押丈量においても試みているのである。」
(注7)

有元氏の土地丈量についての評価は、さらに耕地の高改出率の諸県が中部地方に集中する傾向があり、これに三重・度会・和歌山の三県を加えると、もっとも地租改正反対闘争が強力に展開した地域と一致することになると、暗に地租改正反対闘争が土地改出の大きさと関連する見解へと導くようである。すなわち官吏による督責強制が耕宅地の大量の増加をもたらし、それを課税対象に繰入れる。このことが農民闘争と内的関連があるかのように述べられている。

このような福島氏と有元氏との地押丈量をめぐる評価の差異は、地租改正を通じての私的な所有権の保障を農民がどのように受けとめたかの判断の差を基礎とするものであり、さらには前述のように、地租改正における私的所有権の法認を地価決定との関連でどのように把握するかの問題があることを示している。有元氏は地押丈量を、地価・地租との関連の側面を重視して理解しているといえよう。

長岡新吉氏は有元氏とはむしろ反対の理解を示している。

すなわち「これまでともすれば軽視されがちであった地押丈量の維新の土地変革に占める意義を正当に評価し、地租改正が封建社会の『検地』とはその核心をまったく異にするものであることを確認することである。」「このことは地租改正そのものに対しても地価決定の特質からするそれとは自から異った性格規定を要請するものとなることは、いうまでもない」と述べている。長岡氏は地租改正の性格を規定するにあたって地押丈量の意義を正当に評価することを強調する。地押丈量が土地所有権確認の具体的内容をなすものであるとすれば、地租改正の土地所有権法認の側面を正当に評価すべきことを長岡氏は述べていることになる。しかしその土地所有権を「近代的所有権」と長岡氏が考えているとすれば問題であるが、地押丈量したがって土地私有権の確認をどのように評価するかは地租改正の性格規定上検討されなければならない点である。しかし、地押丈量が農民にいかんにか受けとめられながら実施されたかの実証はまだ充分ではない。特に地租改正に関する費用
(注9)

注(7) 有元前掲著、219頁。

(8) 長岡新吉「地租改正」（『社会経済史学』Vol. 31、1～5合併号、114頁）

(9) 地租改正後の土地所有権を「近代的土地所有権」と規定することの問題性については、さしあたって次の二著を参照。 宮川澄著「日本における近代的所有権の形成」1969年。 小倉武一著「土地立法の史的考察」1951年、序章・第二 土地所有権の範疇、

の農民負担については殆ど具体的には検討されていない。改租民費は総額36~37百万円と見積られる歴大な額に上り、これは明治10年前後の一年分の地租総額にも匹敵する額である。したがって地^(注10)押丈量とならんで、改租費用の農民による負担のされかた、その内訳を明らかにすることは、私的土地所有権の法認に対する農民の対応を、したがって地租改正の性格を規定する上に必要な手続であろう。すなわち地租改正は明治政府にとっても、村落段階においても大事業であった。全国の耕地8,544万筆を一筆ずつ測量し改正地引帳を作成し終るまでの労力は巨大なものである。本稿の対象とする長野県諏訪郡湖南村において、改正地引帳の作成、県庁との打ち合せ、地価の一筆当りの配分等に要した明治9年の労働力延人数は2,410名にのぼっているのである。したがって、地押丈量と改正費用の負担の村落段階における実証は、地租改正がどのような大事業であったかを明らかにすることであり、そのことは地租改正の性格を規定する上に必要な手続なのである。

(2)

地租改正の性格と意義を明らかにする上で、なお検討されなければならない点は、村落段階における地租改正の作用である。これまでの地租改正の研究においても、地租改正が幕藩制下の村落の政治経済構造にいかなる改変を加えたかを明らかにした研究に乏しく、本稿の主題もここに置かれる。以下主題設定の意味を予め若干述べておきたい。

幕藩制下の村落が封建的貢租徴収体系において果たした村請負という機能に着目するならば、地租改正が封建的貢租徴収機構をいかに改変したか、したがって地租改正が封建的貢租請負単位である村の構造を改変したかを明らかにすることには地租改正の性格と意義は充分に把握しえないものと考えられる。すなわち生産手段の所有者と直接的生産者の直接的関係が改変されるということは、その関係の維持に必要とされた諸装置およびその配列の改変を伴わずにはいないからであり、諸装置およびその配列の改変を明らかにすることによって、直接的関係の改変を全機構的に把握しうるからである。

けだし、地租改正が幕藩体制の下で形成されてきた農民的土地所持を私的土地所有権として法認したことには間違いないであろう。そして地券交付による私的土地所有権の確認と領主的土地所有の解体は、したがって領主的土地所有に基づく封建的貢租徴収制度を改変するものとなる。すなわち、地租改正は封建的貢租徴収機構の最下部を構成する村請負機構を基本的に解消するものであった。このことは、封建的貢租を村落単位で負担させるという領主的村落支配を基軸とする農民支配の解体である。地租改正による私的土地所有者の確認は、私的土地所有者が明治政府への貨幣形態での地租の直接的納入の責任を負うこととなり村落を媒介とする貢租納入は基本的に排除されるこ

注(10) 福島「地租改正の研究」481頁。

ととなり、ここに国家と土地所有者との地租納入に関して直接的関係が成立する。地租納入の責任^(注11)が私的土地所有者である限り村落自身が、したがって旧来の名主・庄屋・村役人が租税納入に対して基本的には責任を持たないこととなる。租税納入に旧来の村役人が関与するのは納入に関する事務手続上の責任であって、村落全体として地租全額が納入しうるか否かが問題ではない。例えば地租を納入しない土地所有者がある場合、身代限りの処分によってもその地租がなお完納しえなかったからといって、戸長、副戸長、村落の構成員にその責任は及ばない。したがって地租改正により、地租が国家对私的土地所有者の直接的関係を基礎にしている限り、例えば旧貢租水準を地租が維持していたとしても、封建的貢租徴収機構は解体したのであり、また最末端の貢租請負単位として^(注12)の村落の政治的・経済的機能は一変したものと見てよいであろう。この村落機構と機能の改変は、村落を一挙に襲ったものではない。しかし耕地の地租改正が完了した時点からはこの改変が貫徹されてゆくのである。

福島氏は新地租の納税義務者が土地所有者個人となったことをもって「直ちに徴税組織まで実質的に改変がなされ今日のごときものになったかといえ、それを信ずる人はおとぎ話の読者であろう。実際は、村高による領主の租税割付免状に代って、地券金額による徴税令書が町村に対して出された。」「十一年七月の戸長職務の概目によれば、『地租及諸税ヲ取纏メ上納スル事』があげられている。」と述べている。たしかに徴税事務は国税である地租についても町村が担当する。したがって^(注13)旧村の代表である副戸長、伍長惣代などが、新たに編成された五戸組などの組織を通じて徴税事務を行なうのであり、徴税組織は改変されていないようである。しかし旧来の徴税組織が貢租負担の単位であった性格は基本的に廃棄されている。それゆえ徴税組織として形式的な同一性を維持していても、その機能・性格は変化したとみるべきであろう。

地租改正による封建的貢租徴収体系の解体による私的土地所有と国家との地租をめぐる直接的関係の樹立は、さらに山林原野の所有権確定に及ぶことになる。山林原野の官民有区分がすすめられ

注(11) 明治5年2月地券を発行し、地券所有者から、地券記載地価に応じて地租を徴収する地券制度が発足し、7月には一般の所有地に地券を付与することになり、9月には地租の土地所有者負担を示す次のような布告を太政官は発し、9年1月にはそれをさらに強化した布告を発している。

明治5年9月24日太政官第二百八十五号布告「各府県下村町ヨリ其管轄庁へ租税金納方ニ付、其庁ニ於テ達示セン納期ヲ愆ルモノハ、一ヶ月毎ニ不納金百円ニ付金五拾銭ノ息金ヲ徴スヘシ。若シ其年七月ニ至リ猶未納ノ者ハ本人身代限ノ処分ヲナシ本税及ヒ利息金トモ取入スヘキ旨管下ヘ達スヘシ。」(「地租改正例規沿革提要」(「明治財政経済史料集成」第七巻、175頁)。

明治九年一月廿四日太政官第四号布告「租税上納自今故ナクシテ管庁ノ達示セン納期ヲ愆スル者ハ、其意ル所ノ税米金高ノ二十分ノ一を納金ヲ取メ、愆期満一月ニ過ルモノハ身代限ニ効スヘシ。但五年第二百八十五号布告ヲ廃ス。」(同上「史料集成」178頁)

(12) 「壬申地券の発行の全期間、貢租の関係は基本的に旧来のままであった。地券は個人に授与されつつ、現実の負担は村に対して割付免状が発行されていた。その他の賦課も同様である。」(福島「地租改正の研究」214頁)

「地租改正が竣功し大蔵省の認可を受けた後は、村の割付はなくなり、土地所有者が納税人として個人的に責任をおり、確定した地租金で納税する。たとえ未納者があっても、村はもはや弁納しない。」(前同、454頁)

(13) 福島正夫著「地租改正」250~251頁。

ることにより村落および個別経営の再生産の補完的役割を果たしていた入会山の帰属が確定する。山林原野が官有、公有、私有のいずれかの所有に確定されることにより、村落構造はまた大きな変化を蒙ることになる。従来入会山として利用されていた山林が例え従来通り村落の公有と確定され、地租をその村落の構成員が共同で負担する場合であっても、その地租の負担の仕方は各構成員の私的的土地所有に基く地租を主たる基準に据えながら、山林原野の村落共同体的所有の意識を高め、入会山の利用関係をめぐる制度の明確化、成文化を促すことになる。しかし山林原野の入会地の地租の負担が、村落を単位とする封建的貢租徴収機構を例え継承している場合でも、耕地の地租の徴収機構の解体は、貢租徴収にとまらぬ村落共同体的強制の事実上の解体である。そしてこの解体は、幕藩制下の村落が貢租徴収の末端単位として機能し、直接的生産者の全剰余労働・全剰余生産物の領主的土地所有に基く搾取を請負っていたとすれば、村落の保有する「経済外的強制」の解体にほかならない。幕藩制下の村落の構成員が貢租の共同負担を中軸とする五人組の相互連帯を紐帯として結合していたとするならば、地租改正は貢租徴収単位としての村落の内部的結合を解体することになるのである。

封建的貢租の請負単位としての村落においても、貢租は事実上個々の土地所持者が原則的に負担し、その負担分の割当、徴収の事務は村役人の責務である。貢租未進に対し村落において構成員間の貸借等の方法により弁納されるが、未進が村落構成員の共同責任となる以上、村落として貢租納入条件を維持しなければならない。貢租に関する貸借関係、土地の売買・質入れによる土地所持の変更は村役人の管理・承認のもとにおかれる。それは年貢負担の確定のためである。また出稼についても夫役労働力の確保上、村役人の統制をうけざるをえない。このような貢租共同負担を中軸とした管理統制組織を村落が確立させていたならば、地租改正により、地租の土地所有者個人の負担という原則が確立してくることは村落構造の改変を意味するものといえよう。したがってこの改変がどのようなものであったかは地租改正の性格を明らかにする上で検討を要することであろう。しかし村落制度の改変と村落の生産単位としての結合関係の解体との相互規定的関係にその場合留意しなければならないであろう。

II 筑摩県における地租改正

(1)

筑摩県における地租改正過程とその特質については、すでに渡辺隆喜、青山秀彦の地価算定方式の変遷及び地租改正反対闘争の成立根拠を明らかにすることに重点を置いた^(注14) 労作が発表されており、

注(14) 青山秀彦「『農民的地価算定案』の内容と性格——南信濃地租改正の一段階」『地方史研究』54(第11巻6号、

本節においても、その労作に依拠しながら、筑摩県における地租改正施行過程を後節と関連する限りで整理しておくことにする。

筑摩県の地租改正は、明治6年8月の地租改正法施行以前の5年11月から耕地の測量に着手しており、これは全国的な地租改正の進行からみて極めて早期に属するものであり、明治8年12月に完了(山林・原野を除く)されている。この早期の土地丈量の着手ということは、筑摩県の地租改正の第一の特色であり、第二の特色は、地租改正の結果からみて、土地改出率と増租率が高かったことである。筑摩県の飛騨を除く信濃側の土地改出率では水田の旧反別15,932町余が、34,127町余と2.14倍増加し、畑・宅地も旧反別22,909町から33,116町に57%増加している。この水田の増加率は全国で最高となっており、畑・宅地反別の増加率も全国の平均を上まわっている。また地租では水田の旧地租91,781石に対し新地租112,349石と約23%増加し、畑宅地でも22%の増加をみている。筑摩県内の同じ信濃側であっても改出率、地租増加率は同一ではなく、諏訪、南安曇地方では土地改出率が高いにもかかわらず、増租率が低く、東筑摩地方は改出率、増租率共に低く、下伊那地方は改出率が低いにもかかわらず、増租率が高くなっていることが指摘されている。そして増租率の高さは旧租率の高さとしたがって旧領主支配のありかたと関係があり、伊那の高遠領や天領では旧租率が低かったことが増租率を高める一因をなしているが、しかし、伊那地方は筑摩県庁の本庁に属さず、飯田支庁に属しており、支庁の地租改正行政が地租を増加させる一因ともなっていたようである。このような地域的な改租結果の差異をとまらぬが、地租改正が早期に着手された第1の特色と土地の改出率が高いという第2の特色とは無関係ではない。一般的には改租に早く着手し、また改租の進捗が早かった県の事情は福島氏によれば次のようである。

「要するに、法の公布前に改租に着手した諸県では旧制貢租があまりに苛斂、不合理であったため、改正による減租を期待する人民の下からの圧力があり、それにおされて地方官は公布をまついとまなく事業を開始したものとみられる。このことは、法の公布後直ちに着手し、かつその進捗の早かった諸県にも、あてはまる事柄である。」^(注17)

筑摩県において早期に改正が着手されたのは旧貢租があまりに苛斂であったというより、むしろ不合理にあったものといえよう。その不合理の大きな原因は、土地改出率の高さにみられる検地帳の石高、反別と実際の耕地面積との差であり、地券交付に際して強くその不合理が露呈してきたと

1691年12月)

ii 青山秀彦「地租改正実施をめぐる対立と闘争の諸形態」『歴史評論』147, 1962年, 11月。

iii 渡辺隆喜「筑摩県における地租改正への道程」『信農』16巻10号, 11号。

iv " 「松本地方の地有改正——豪農と改租の関連をめぐって」『土地制度史学』29号, 1965年10月。

v 渡辺隆喜「地租改正の進行と農民の動向」古島敏雄、和歌森太郎、木村礎編集「郷土史研究講座 6」, 「明治前期郷土史研究法」所収(昭和45年)。

注(15) 渡辺前掲論文「松本地方の地租改正」23頁。

(16) 渡辺前掲論文「地租改正の進行と農民の動向」195頁。

(17) 福島正夫「地租改正の研究」403頁。

みられる。以下で早期に着手された地租の改正過程を検討してみよう。

筑摩県では、明治5年3月から地所売買に際しての地券交付が始まるが、むしろ8月の所持地一般の地券交付の布達から壬申地券交付事業が始まる。この地券の交付は二つの問題に遭遇する。その第一は地券面に記載した土地価格で農民に払下げ、あるいは買上げようとするのではないかという疑惑を農民に惹き起したことである。すなわち明治5年10月27日の「租税寮改正局日報」の「筑摩県伺大意」に次のように記されている。

「地券渡方に付追々御規則御渡ニ付管内へ及布達候処野鄙頑愚之小民ニ至而ハ彼是狐疑ヲ生シ人心不穩趣ニ付官員順廻懇々及説諭自然不都合之代価申立候而ハ不相濟趣迄モ申置候程之情態ニ而適當之真価自然押包候底意差見ヘ候」
(注18)

同じく明治6年2月7日の「筑摩県伺大意」でも「是迄巷説ニ惑ヒ狐疑を抱き候ものも氷解真之地券証相願候迎専ら取調中ニ有之」と記されている。ここに記されている狐疑は、地券面の代価で農民に払下げをして、若しその代価で買入れることのできない者はその所持していた土地を取り上げられるか、または耕地の一定部分を地券に記した代価で買上げようとするものであるとか、明治5年9月7日の「真価調方之順序各府県へ達」の入札による地価決定方法についても農民の持地を引上げて入札によって払下げるのではないかというものであった。このような疑惑は筑摩県で抱かれただけでなく、各地方でこの時期にはもたれていた。例えば「地券は税金増加の品と申なし、地価書出すにも高価なれば税金の多分を恐れしめ、安価なれば官よりの買入と疑はしめ、隠田は益隠すを是とし、広きは反て狭きに紛らし、巷説紛々」と「大分県申立大意」の「地券のさとし」でも述べられている。2月7日の前出の筑摩県伺大意でも「地代金不相当低価」であると記されている。すなわち地券に記載された地価が低いということの主な理由としては、高価となれば税金が多くなるという恐れを農民がいだいたか、または高率賃租によって作徳が小であることが考えられるのであるが、むしろ作為的に地価を低めたとみるべきであろう。いずれにせよ、壬申地券交付の初期で農民が持った疑惑は、第一に自らの土地私有権に対する不安であり、第二に地租が一層重くなるのではないかというおそれであった。この疑惑が筑摩県でどの程度ひろがったものかについて確証はされていないし、また疑惑の原因が土地私有権にかかわるものか、地租にかかわるものか、どちらが重きをなしていたかも明らかではない。しかし地券交付の初期では第一の原因が主要であったようである。なぜなら農民がいただく疑惑に対し、地券の趣旨を徹底するよう各府県で「地券告諭書」の類を発布するが、その特徴を福島氏は次のようにまとめている。

注(18) 「明治初年 地租改正基礎資料」上巻85頁、以下「基礎資料」と略す。

(19) 同上、147頁。

(20) 渡辺前掲「筑摩県における地租改正への道程(一)」22頁参照。

(21) 福島前掲書、239頁～240頁。

(22) 「基礎資料」上巻123頁。

「地券告諭を通じてみると、幕藩体制下の農民の土地支配がきわめて無力でかつ封建的な諸制限の下にあって自由をもたなかったものを、維新後の庶政一新により解放された土地所有の長所に対比させ、その解放が地券によってなされることを強調されるのが印象される。自由という言葉の反覆は、当時それがいかに人民一般に、したがって農民に訴えるものがあつたかを示している。何よりも所有権が保障され、その所有権に立脚して自由な経営ができることを力説する。それは決して増租の手段でなく、農民の生産を発展するためのものだ。ここに宣伝の一重点がおかれた。」
(注23)

筑摩県でも地券掛官を明治5年に増員し、地券発行の趣意を戸長、副戸長は勿論一同、説諭しているが、「地券告諭書」の類を発布したか明らかではない。説諭の趣旨は地券は所持の田畑・山林・宅地の永世授与の証であるという私的私有権の保障を強調するものであった。地券による私的私有権の保障を強調することは中央当局の考えに反するものではない。中央当局の地券に関する考えを示すものに「地券ヲ発スルノ益」があるが、その第一にあげられていることは「人民所有ノ権利ヲ固定シテ紛争ヲ防ク」ことであり、「一タヒ券状ヲ受ケ其地ヲ所持セルノ確証ヲ得ルトキハ、仮令政府ニ於テ其地必要ノコトアルモ一般公利ノ為ニスルニ非サル外ハ強テ之ヲ買揚クル能ハス」「而シテ其持主ニ於テハ之ヲ自由スルノ権利アレハ、人ニ貸シ与フルトモ又売却スルトモ或ハ質入抵当トシテ金銭ヲ借ルトモ聊カ妨ケアルコトナシ。」と所有と処分を明らかにし、さらに地券の機能として金銭融通の大助となることを強調する。田畑勝手作り、土地売買の自由は、地券制度による土地私有権の確保によってその法的裏付けを得ることになる。したがって、地券の趣旨を土地私有権の面から説諭することは人民の狐疑を薄らげ、さらには地租改正の基礎事業である地押丈量を人民負担で遂行させる推進力となったとみるべきであろう。地券交付に関する第一の問題の一面はかくして土地所有権の強調によって解消されていったものと思われる。

地券交付に際しての第二の問題は検地帳記載と実地との乖離である。すなわち「地券取調ニ付追々地引帳差出候地帳と実地不引合分多く右八年歴を経地位及び地所縦横変遷現今之地形と大ニ齟齬」していることである。地券は検地帳に照合して交付することになっているが、検地帳が何時作成されたか、あるいは検地そのものが何時行なわれたかも明らかでない村々もあり、検地帳があつても、地形の変遷、田・畑転換、開墾、流出等の変化が積み重なり、耕地の実情と大きく異なる。したがって検地帳あるいはその他の公簿で所有面積を照合することは不可能であった。しかも筑摩県でも検地の間竿の尺度は「六尺者分アリ六尺貳寸五分アリ又六尺五寸アリ特ニ百有余年ノ久シキヲ経過センヨリ其旧制モ亦往々錯乱シ」ている状態のため、地券に記載する反別は検地帳に依

注(23) 福島前掲書、243頁。

(24) 明治5年9月3日「筑摩県伺大意」(「基礎資料」上巻21頁)

(25) 明治5年「地券渡方ニ付伺」(公文編冊、長野県庁文書：渡辺・前掲論文22頁)。

(26) 明治7年「地租改正着手順序之義伺」(公文編冊、長野県庁文書：渡辺・前同21頁)

(27) 「史料集成」7巻318頁。

(28) 「基礎資料」、147頁。

(29) 「府県地租改正紀要」中、旧筑摩県、4頁。

ったとしても客観的な統一性を管下全般に保つことができない。検地帳と実地との不照合は筑摩県に限らず、全国的にわたる現象であり、検地帳によって地券を交付しようとする中央の政策は実施段階で挫折せざるをえず、明治6年春からその転換がはかられてくる。しかし、筑摩県では明治5年8月に土地実測への姿勢を示してくる。この時期では中央の当局としても実地竿入検査には及ばずという指令を出している。この指令を受けながら、筑摩県では9月3日の地引帳提出の督促布達のなかで、検地帳を基準にすることにはかわりがないが、万一、検地帳と実地との不照合によりあまり手間がかかるようならば、検地帳にかかわらず、実地の反別を取調べてもよいと述べている。^(注30)このような姿勢は筑摩県では一貫したものであり、明治5年11月に実地反別調査と実価取調べを指令し、明治6年1月には次のような布達を出している。

「一 反別仕立方之義者長横打詰之間数ヲ懸合セ三十坪以上之処迄三ニテ除シ何反何セと成る其
余之歩数何拾何歩以下四ハ捨五ハ入歩之教ニテ止メ可取調事

右仕立方

田畑打詰

長三拾五間三尺三寸

横三十間

此反別三反三畝拾七歩

右算法ニハ長三十五間三尺三寸此三尺三寸六ニテ割三十五間五分五厘ト成ル是ヲ千六拾六坪迄之処ニテ割三反五畝拾六歩五厘と成五厘入三反五畝拾七分ト成ル」

「一 田畑之内大石等有之候ハ其歩丈ケ抜ケ畝歩ニ可取調尤可成丈可取調事

一 山田等ニテ冷水懸リ水口タリトモ右之分ハ竿入いたし打込可申事」^(注31)

その他六尺一分竿や実地丈量の方法および作徳に関して細かく注意を与えている。

この実地検査に対して農民の反応にはかなり積極的な面があったようにうかがえる。すなわち農民は地券発行に対し、彼等の所持する土地を喪失するかもしれないという不安を懐いていたが、とにかく土地所有権が確保されることが理解されてくれば、自己の土地所有権確定のため、地押丈量には敢て反対をしない。筑摩県においては、明治8年12月28日の改租の竣功の際の伺で次のように述べられている。

「六尺老分竿ヲ以テ丈量ノ管全管内へ普ク布達ノ上主任官吏ヲシテ屢巡回センメ懇諭教導ニ及ヒ候得共兎角人民不慣ノ辺ヨリ実地反別下調ニ臨ミ尚誤認錯謬等相見或ハ詐偽ヲ難免情態モ有之因テ管内一般へ再三官吏巡回実地ヲ歴視シ竿入ノ方法反別調査算法等ニ至ルマテ丁寧説諭ヲ尽

注(30) 有元正雄著「地租改正と農民闘争」142~146頁参照。

(31) 渡辺、前掲論文、25頁。

(32) 諏訪市南真志野、関利右衛門家文書。

シ候処悉ク趣旨ヲ了解シ爾来差出候地引帳ノ如キハ己ニ確實精密ト見据相立候」

「当時人民一般改正ノ御趣意篤ク遵奉致居候ニ付極メテ実地ノ確實ヲ希望致シ僅カ老畝歩ノ違錯ニテモ惣反別ノ当否ヲ顧慮シ一層精査再調ノ儀各村挙テ申立無余儀次第ニモ相聞候間再応調査申付候処前頭詳ヲ欲スル至誠ノ丹心ニ出テ頗ル緻密ヲ尽シ候辺ヨリ意外ノ時日押移リ候処漸ク此節ニ至リ全ク正確動ク可カラサルノ反別帳成功ニ相成申候」^(注33)

このように述べられている、農民の地押丈量に対する積極的態度がどこまで真実であったかはなお実地のなかで検証されなければならない。後述のように、一度地押丈量が行なわれれば、再調については農民側からの抵抗があったことがみられるのである。既に述べたように、地押丈量から一筆限地引帳・名寄帳の作成には厩大な手間を必要とするのであり、さらには、地券交付にあたって、耕地のみではなく、郷倉、村社、墓地、山林・原野等の共有地の丈量、村境の確定などが果されなければならない、ここに他村との入会地をめぐる所有権の紛争が生ずる場合もあり、これらを担当する村の役職者も多忙を極めており、役職者も必ずしも、再調、再々調ということになれば、積極的であったとはいえないのである。しかし基本的には地押丈量に対しては農民側の反対がなかったものとみられよう。もっとも地押丈量が例え正確に実施されたとしても、正確な面積が地券面に記載されるか否かは別の問題である。土地売買・貸借・金融が近隣者間で行なわれるとすれば、その対象土地の形状に就いて当事者は熟知しており、必ずしも地券に記載された事柄にだけ基いて取引する必要がないからであり、事実、本論文の対象とする村落においても、村落の地租負担が確定された後に作成された名寄帳の耕地面積は増加訂正されているものを多く見受けるのである。

このような問題があるにせよ、地券交付に際しての検地帳と実地との不照合の問題は、地押丈量が果されてゆくことによって解決されてゆくのである。しかし、この地押丈量が筑摩県で何時頃終わったかは各村々の事情によって相違あるものとみられるが、前掲「伺」で述べられているように意外の時日が推移したかもしれない。また地押丈量の開始時期も村々によって相違するものとみられるが、地押丈量開始前に先ず、検地帳を整理して、地券交付のため質地、書入地は勿論、一筆ずつ所有者を確定し、一筆限地引帳を作成しなければならない。そして、この作成が始まるのが明治5年8月からであり、検地帳によるのみではなく、その作成過程で地押も行なわれ、切畝歩による筆数の変化も確かめられる。これがほぼ10月中に仕上げられ、地引帳が県に差出される。これ以降に先述の実地反別調査と作徳・実価取調べが始まるのであるが、事実上、実地反別調査は厳冬期を避け、六年春から開始されたものとみられる。

丈量の方法は「改租著手前十字、分間略器二法ニ限ル可キヲ示達シテ官吏各郡へ派出シ村吏

注(33) 「基礎資料」中巻、611頁。また明治5年9月の筑摩県権典事黒田直方の巡村報告においても「現場小前、持地一筆限地押絵図・地引帳仕立・畑田成・荒地起返及び荒蕪地・切開・切添とも明瞭ニ申立、一村一洗いたし度心得之者多く有之」と述べられている。(渡辺前掲論文25~26頁)

ヲ喚集シテ其方法ヲ教授シ以テ丈量セシム而テ其成跡ヲ通観スルニ十中ノ八九ハ十字法^(注34)を用いて
 いる。この方法で一筆ずつ丈量する場合、村の大きさ、耕宅地の広狭、耕地細分化の状況、丈量技
 術の巧拙、熟練度、地形、耕地形状により異なるが、筑摩県では明治6年中には、およそ終るが、
 その後においても、県からの出張員の検査により、再調査が命ぜられるとか、組持、村持の土地の
 丈量は続けられるし、またこの間においても、田畑の開墾による地目変換に際しての丈量も行なわ
 れるのである。

(2)

地券交付に対して農民が懐いた土地所有権の不安定に関する孤疑が県の説諭により一応の解消を
 み、また検地帳と実地との不照合の問題も地押丈量により、検地帳に依存して地券を交付する政策
 から実地に基いて地券を交付する政策への転換がはかられ、耕地に関する土地所有権確認の問題は
 基本的に解決をみる。しかし農民が懐いた孤疑の一面である地価に関する問題は、所有権保証によ
 っては解決されず、地租改正に関する農民と官との主要な矛盾を形成するのである。以下、筑摩県
 における地価、地租決定過程とその問題点を検討しておこう。

地券面に記載する地価が中正公平の反別至当のものとするためには、地味、貢米、作徳が明らか
 にされなければならないという意向を、県当局は明治5年8月段階ですでに示^(注35)してきて、
 10月27日の先に示した「伺」においてもその意向が示されている。それでは適当の代価を取調べる
 ためには先ず正確な一筆限り耕地反別が把握されなければならないということから、土地丈量の意
 向を示しているのであるが、土地私有権の保証が確実である限り、地租と関係ある地価は出来る限
 り低く記載しようと農民は反応してくる。5年8月よりの一筆限地引帳作成に際して農民が付けた
 地価は「不相当低価」であったのも封建的貢租水準を軽減させようとする農民の対応であり、低価
 であれば官によって取り上げられるかもしれぬ不安があるにせよ、それよりも、貢租を低める可能性
 をもち、また地券面記載の地価で払い下げられるとしたときにも低下であることが有利であるとい
 う判断が優勢であったものとみられる。しかしこの段階における地価は、検地帳の反別に付せられ
 たものであり、しかも封建的貢租水準によって規定される以上低下にならざるをえないのである。

注(34) 「府県地租改正紀要」中、旧筑摩県、5~6頁。

(35) 渡辺、前掲論文1、25頁。 県当局が政府の指令に先行してかかる姿勢を示すにいたる一因として、明治5年5月
 25日に筑摩郡の戸長層によって県庁に提出された地租改正案が注目される。これについては、渡辺前同30~33頁、お
 よび青山秀彦、前掲論文「地租改正実施をめぐる対立と闘争の諸形態」43~44頁参照。

(36) 「元米賦税之儀ハ御政体之柱石往古より之沿習一時ニ御改釐ハ実ニ不易御大任於地方官も民心ニ 関涉之大事件旁
 苦心ニ不堪猶熱考任不適當之代価或ハ落地等無之様取調候ニハ本田畑ハ勿論切添切開起返等ニ至迄悉皆地押同様之積
 地引帳地引絵図為差出一筆限高反別持主名前并代価迄を書記し田畑毎ニ建札為致災地ニ引当検査之趣一般申渡地味厚
 薄貢米作徳共致明諒適當之代価調上候積」

「基礎資料」上巻85頁。

すなわち封建的土地所有のもとにおける農民所持地の地価形成は、封建的貢租の高さをその規定的
 要因としており、同一生産技術を前提とした収穫量・生産費・剰余が地価を規定するのではない。し
 たがって売買地価に地租を賦課しようとする沽券税法は、封建的貢租を前提とする限り、客観的な基
 準とはなりえないのである。筑摩県におけるように「抜高」「負高」慣行が形成されているときには、
 封建貢租を前提とする売買地価と反当生産力・生産費基準の農民的採算地価との矛盾が拡大される。^(注37)

沽券税法による地価決定方式の転換は地租改正法によってはかられてくることになるが、先に述
 べたように筑摩県では5年11月に実地反別並田畑徳米調査による地引帳提出が指令されている。こ
 の田畑徳米の算定。したがって地価算定方式は、各地の自由にまかせられており、その算定法は収
 穫を規準とするもの、地主作徳を規準とするものに大別されるにせよ、なおこの段階における地
 価算定においても、石高制の存在を前提とする。すなわち、直接生産者の全剰余労働^(注38)を収奪する封
 建的土地所有のもとで形成されてくる農民的剰余を基準とする地価算定は、地主作徳または、収穫
 量規準のいずれであっても、封建的地代が地価に規定的に作用するのであって、農民の剰余が地価
 を規定するのではない。したがって封建地代が領主支配のあり方によって異なる以上村々によって
 同一土地生産力をもつ耕地であっても地価は相違するし、同一村内においても、新開地、延歩のあ
 る土地、かつて下田、下畑と定められた耕地で生産力の上昇がみられる耕地では作徳が、より土地
 生産力の高い高い石盛、高い貢租率の上田、上畑より多くなり、地価は高いこととなる。したがっ
 て、地価が何らかの作徳を規準としていたとしても、その作徳自身が封建地代の種々のあり方によ
 って規定され、そのあり方が農民的生産諸力のさまざまな上昇度のなかで、全剰余労働を収奪するも
 のとして機能しなくなった幕末、明治初年の時期においては、「封建的地価」によっては農民負担
 の公平を確立することは全く不可能なものであった。農民負担の軽減と公平を確立しなければなら
 ないとする農民の意向は、筑摩県においても明治5年10月の森多平の上申書に伺われるのである。^(注39)
 そこでは、小作米から混乱している正租および諸掛り物を引去って地価を算定するのではなく、こ
 れらを引去ることを止め、小作米の高を目的として至当の目安を掛けることにし、正当の小作米を
 評価するには、近傍の者が立会って実地に臨んで地味の上下を論じさせるべきだと主張している。

明治6年に前記布令に基き提出される地引帳における地価決定はなお基本的には封建的地代によ

注(37) 「村々之内里俗抜高と唱へ仮令ハ甲一反歩高一石五斗乙江質入可致を借入金高可相増為メ一反歩江半高七斗五升添
 質入残高七斗五升添質入残高七斗五升甲負高之儘流地相成候分數ケ村有之右者往古より之陋習ニ而又質取主より質入
 流地剩へ割取歩ニ致し実地錯雜貢米高掛り之類負高之分元地主之子孫上納罷在」
 「基礎資料」上巻、147頁。

(38) すなわち明治6年1月の布達で作徳については次のように述べている。

「作徳米ハ国所ニ寄貢米ヲ除キ収穫スル処ノ総額ヲ云ヒ或ハ右之内夫食種糶其他高掛り諸役等迄引去シ残額ヲ云フ
 モノアリ就テハ其所仕来り之出方明細取調可差出尤作徳米仕出方同様之村々郡違無之上ハ組合一紙連印差出候とも
 不苦事」(諏訪市南真志野岡利弘所蔵文書)

(39) 明治5年10月23日の伊那郡上川路村森多平の「今般被仰出地券代価附義ニ付忝愚意奉申上候」(渡辺前掲論文(一)
 49頁)

って規定されるところの地価であり、これが、土地生産力、収穫量基準地価算定方式へと転換されてくるのは筑摩県でも明治6年の地租改正法の施行以後である。明治6年後半より明治7年前半で、封建地代によって規定される地価決定から、村ごとに、収穫量基準地価の決定の種々の、その地に
 応じた方式が案出されてくる。すなわち、地価決定は、地租改正法が施行されても、いわゆる15%
 の種肥代控除による検査例の地価算定方式が適応されたのではなく、それが農民に明らかにされて
 くるのは明治8年5月頃からであった。したがって明治6年後半からほぼ2年間、在地に応じた農
 民的地価算定に基づく地引帳の作成と、その算定方式の統一化、村々間の均衡を計る村位地位等
 級体系の確立がすすめられるのである。

この農民的地価算定の基本的特徴の第一は収穫の50%が種肥代として控除される方式がとられて
 いることである。勿論村によっては耕地の地位等級によって種肥代の比率を上田に低く下田に高く
 するという差を附しているものもあるがその基準は50%とみて誤りはないであろう。この種肥代に
 は、手間代を含むものであり、検査例の種肥代概念とは決定的に異なるのである。すなわち、50
 %の種肥代は小作人取分を示すものでもあるが、残りの50%の地主作徳は同時に自作の作徳であり、
 自作の剰余部分が経済的には地主作徳によって自己を表現しているものと、この時期では理解され
 るべきであろう。

第二に、地租は収穫量の約15%前後、すなわち、50%の作徳の30%を中心として算定されている。
 また村費も50%の作徳の10%前後が考えられている。したがって両者あわせて収穫の20%前後の租
 税が算定されており、これはいわゆる検査例の地租25.5%、村費8.5%規準を遙かに下廻るもので
 あった。もっとも地租率、村費率も、上田と下田とで違えて、下田では軽くするような工夫がとら
 れている村もある。このような地租率・村費率の設定は、地主・農民的剰余成立の可能性を示すも
 のである。すなわち作徳が総収穫の約30%確保されることになる。このことは、より高い種肥代を
 設定することから作徳の30%を地租にすることにしても検査例では85%の30%に対し、この方式で
 は50%の30%となって地租の総収穫に占める比率が検査例第一則では当然大きくなり、また作徳の
 大小が地価の大小を規定して、地租の大きさを決定する。それゆえ、種肥代50%控除により、地
 価・地租は検査例第一則に比して遙かに低いものとなる。

農民的地価算定方式として諏訪郡南真志野の場合は、詳しくは後節で示すところであるが、田方
 1等では、収穫米の4分の種肥代と6分の小作米とにわけ、3等となると4分5厘と5分5厘、4
 等から以下はすべて5分と5分というように先ず等級により変化させ、さらに4等と5等では同収
 穫量であるが、5等田は湿田で水害常襲地に位置していることから作徳の1割を、不作を見込んで
 引き、しかも利子率を4等では6分、5等では7分1厘1毛と変化させるといふ方式をとる。7等
 以下も収穫量、不作見込引、利子率を異ならせながら地価を決めてゆくのである。そして不作見込
 を差引いた作徳の30%が地租、10%が村費として計上される。したがって、地租・村費は収穫の20%

を上限として下田になるに従って、不作見込の率が高まることにより低下するよう工夫されている。
 明治7年4月のこのようにして算定された地価総額は、1石3円50銭とした場合に、田畑分で27、
 613円となっている。この額は明治8年10月に決定された総額40、639円の68%となっており、ま
 た明治5年の貢租総額に比すれば66%となる。^(注40)

以上のように種肥代50%、作徳50%、地租は作徳の30%という農民の算定方式による田畑の地価
 づけと地引帳の作成が、明治6年後半から7年にかけて南真志野では行なわれるが、筑摩県におい
 て勿論すべて、このような方式が統一的に用いられたわけではなく、各村毎に算定方式があり、従
 って、村々間で同一耕地に対する評価も異なってくる。これに対し筑摩県当局は大区ごとに土地の
 肥瘠、村柄、便否、地景を見据えた村位地位等級の設立を明治7年4月に指令する。すなわち8年
 12月の「伺」で次のように述べている。

「昨七年春時各大区戸長一同会聚セシメ耕宅地ノ地位等級収穫品ノ多寡等討論審議セシメ猶郡村
 総代ニ附シ全ク一管内公正平準ノ考案ヲ顧問候処夫々収穫見込申出候間是等ヲ根拠トシ尚耕耘
 ノ難易運輸ノ便否水利ノ善悪等ヲ彼是討議候得共未タ実地適当ノ所見難相立至難ノ場合ニ付前
 権令氷山盛輝ハ勿論惟矩等ヲ始メ村々巡回ノ砌改正ノ御趣意尚懇々申論シ且土地ノ肥瘠米穀ノ
 好悪等ヲ深ク檢察致シ置尚當夏以来県下へ再ヒ各区区戸長地主総代等ヲ召集シ實際ノ情況ニ寄
 リ不適當ノ分ハ夫々整理シ更ニ公平画一ニ帰定候様申聞候」^(注42)

この「伺」で述べられているように村位地位等級によって地価を決定するには、一年余にわたる
 時日を要しており、また県当局と大区長、戸長、村総代との話し合い、あるいは大区内の村々間の
 話し合いも容易にはすすまなかったようにみられる。もっとも明治7年11月には、飯田支庁つき村
 々で「田畑割引法」という統一的地価算定法が案出されており、これは村位、地位等級体系をまた確定
 したものであった。これに対し、東筑摩郡や諏訪郡ではこのような統一は結局はかられなかったよ
 うであり、^(注43)「府県地租改正紀要」においても「地位収穫地価調査ノ概況」で次のように記されている。

「地位ハ等差ヲ分ツ事ヲ命スルモ専ラ一村内ノ協議ニ任セ官ニ於テ検査セシ事ナシ村位ハ一
 均上ニ付彼是ヲ対照シテ之ヲ組織シ各等級間ノ差量等ハ之ヲ画定セシ且各郡内村位毎村内地位
 トモ総テ等数ヲ制限セシ之ヲ適宜ニ任セリ当初郡位ヲ達観上ニテ予定シ亦之ヲ大区限ニ通観シ
 村位比準ハ全管ヲ通シテ之ヲ組織シ対照比準シテ其権衡ヲ取レリ」^(注44)

ここに述べられているように郡位を達観し、その上で大区限に通観し、それによって郡位を是正
 し、村位は全管を通じて其の権衡を取る。これを実際に定めてゆくのは地租改正御用掛柴田惟春、

注(40) 明治7年4月「田方等級仕出し帳」(諏訪市南真志野、原家所蔵文書)

(41) 明治9年5月「旧地価江金員割帳」(前同所蔵文書)

(42) 「基礎資料」中巻、611頁。

(43) 青山秀彦、前掲論文「農民的地価算定案」の内容と特質」32~38頁。

(44) 「府県地租改正紀要」中、旧筑摩県7頁。

神吉重三の兩名で、彼等は筑摩県改租監査として出張を命ぜられ、筑摩県を全国の中で位置づけて、全国達観上の筑摩県の地租総額の決定に努める。明治8年中頃に、政府の予定する地価・地租額を実現する為、検査例第一則を示し、管下の米価を石当り3円59銭(但し伊那郡は3円52銭)と定め、各村に増額した地価の申告を求め、これをさかいとして筑摩県における地租改正は中央当局による強制的な地価決定に^(注45)転じ、農民的算定方式による地価決定は否定されるのである。しかし農民側も押しつけ反米・地価を直ちに受け入れたとはみえない。「筑摩県出張復命書」の中で柴田惟春は次のように記している。

「収穫地価ノ調査ニ至ツテハ区戸長及地理ニ詳明ナル人民総代老農ヲ会シ審議公論ヲ尽シ地位沃否ニ基キ村階ヲ大別シ而シテ村内沃否反別ノ多少ヲ勘案シ其段階ニ応シ各村ノ収穫ヲ算定シ之レカ検査ノ準拠トナシ各村各自開申スル所ノ収穫ト比シ其準拠ニ内外スル上申ハ是ヲ可トシ其準拠ヨリ低下スルモノ之レヲ準拠ニ昂シ地価ヲ算出セシメント欲スルニ初発各村ノ上申ニ全ク誤ルモノアリ或ハ種肥利度ノ不当ヲ難シ準拠ニ帰着セサルモノ往々之レアリ必ス準拠ニ帰着セシメント再三再四説論スレトモ其結局最前目的ノ収穫トハ差違ヲ生シ逐々全管平均上田方ハ米壹石二斗二升壹合畑方大豆四斗四升ヨナラテハ整理ノナリカタキ情勢アリ事実止ヲ得サルヲ以テ其顛末ヲ上申スル……」^(注46)

明治5年から少なくとも3回にわたる地価算定を各村は行なってきたのであり、これによって封建的地代基準地価から収穫米基準地価へと転換され、その収穫米基準米価の算定の仕方は、明治初年時における農民の経済的再生産を確保し(種肥代50%の計上)、なお剰余を見込むものであった。これに対し中央政府派遣の掛官が予定した地価総額は、全国との対比の中で、国家財政上必要な旧貢租水準を確保するための筑摩県への割当地租額であり、その算出方法は検査例第一則に求められる。従って、農民的地価算定方式で用いられた収穫量および面積を基準に第一則をそのまま適用すれば、地価総額は40数パーセントの増額となるのである。したがって「種肥利度ノ不当ヲ難シ準拠ニ帰着セサルモノ往々之レアリ」という事態を生ずるのである。そして収穫量を正確に申告し、しかも土地改出が大きければ、地租の絶対額は旧貢租水準を遙かに上廻ることになるのである。飯田支庁づき村々では「虚収穫」の上に文字通りの検査例の適用により地価総額は旧貢租水準を上廻り、明治9年より地租改正反対運動が展開されることになるのである。^(注47)

このような検査例の適用による旧貢租水準を上まわる地価の決定に対し、各村々においてせめて旧貢租水準の地租を上廻らぬよう、収穫量を低下させるなり、利子率をあげるなどして操作することになる。かくして松本本庁づき村々では旧貢租を目途とした地価が農民側から申告されることに

注(45) 福島・前掲著、392~400頁参照。

(46) 「基礎資料」中巻、611頁。

(47) 渡辺・前掲論文「地租改正の進行と農民の動向」189頁~192頁。

なったものとみられる。

他方筑摩県としては農民の抵抗を説得しながら、辛じて合意に達した上田1石2斗2升1合、畑大豆4斗4升到決定すれば、意図した地租に達しない。この情勢を地租改正事務局に上申した結果、明治8年10月に改正事務の実際協議として、さらに御用掛有尾敬重が出張し、目途とする収穫・地租に達するよう百方説諭し、結局、田方1石3斗5升余、畑方では大豆4斗6升2勺余にそれぞれ1斗3升、2升2勺の増額を以て結着をみたのである。^(注48)

この結果、飛騨を含めた筑摩県では明治8年の改正地租総額は、明治5・6・7年3ヵ年の貢米を改正に使用した米価で算出した地租額の平均と比較するならば約10万円の増租となったのである。しかし、明治5・6・7年の各年の一石当り米価で貢租を換算した額と比較すると、5年に対しては16万円、6年に対しても約7万円の増額となるが、7年に対しては26万円の減額となる。すなわち、7年には米価が大きく騰貴し、5年の石代相場3円39銭、6年の3円95銭に対し、7年の石代相場は諏訪では5円79銭となったのである。^(注49)したがって明治3年以降5ヵ年間の時価の平均石当り3円59銭を改正米価の基準に据えれば、7年の騰貴した米価で換算された貢租額に対し、新地租は70%に相当するに過ぎない。また明治8年の米価も5円台である。したがって明治8年後半に、強制的に押しつけられた収穫・地価を農民が受け入れた大きな原因はこの米価にあったものといえよう。

以上のように筑摩県における地租改正過程は、農民的地価算定方式と村位等級の統一化が明治8年中頃からの中央当局の旧租水準維持と貢租負担の平準化政策の中で否定され、検査例第一則の強制的適用によって終結をみたのである。この適用で、筑摩県内における、領主支配の差による貢租負担の地域的較差は、飯田支庁管下の特殊性があるにせよ、平準化されてゆく。確定された新地租は県全体としてみても旧貢租額の維持を目的とするものであったが、旧貢租の水準は幕末期において相対的に低下しており全剰余労働・生産物を収奪するものではなくっており、したがって旧貢租額が地租によって確保されたとしても、率としては低下したのである。筑摩県信濃側では旧高1石に付、貢租4斗8升3合2勺であったものが、新税では2斗4升3合8勺に約2分の1に率としては低下をみたのであり、従って全剰余労働の唯一通例的形態として地租を規定しうる事情にならなくなったと考えるべきであろう。

しかし、なお重要と思われる点は、地租の高さ、またはその量的側面に関することより、地租の算定、したがって地価の算定方式のもつ意味であろう。すなわち、地租改正における地価の決定が、旧貢租水準の確保を当面の目標に設定していたにせよ、その地価の算出にあたっては、封建制下の地価形成のように、貢租が農民の収益を規定して地価を決定するのではなく、農民の収益が地価を

注(48) 「基礎資料」中巻、613頁。

(49) 「租税御相場并諸集銭掛ケ口写帳」(諏訪市南真志野 原家所蔵文書)

決定する方式が基本的にとられているのである。この逆転した地価決定方式は、地券交付による私的土地所有の保障の必然的帰結である。土地の私的所有は、土地の排他的独占・自由な処分を意味するだけでなく、私的土地所有は、自己の土地に投下されてつくり出された剰余生産物、剰余価値を私的に占取し、自由に処分しうることを意味する。したがって私的土地所有の下における地価形成は全剰余価値の資本還元、形式的には収益地価の形成ということになる。封建的土地所有の下では封建的貢租を控除した後になお残りうる剰余部分の利率による還元であり、その限りでは、全剰余価値の資本還元ではなく、私的土地所有の地価形成とは質を異にするものである。地租改正による地租額が旧貢租を継承する額であったとしても、その額が算出される方式も、また土地所有の性格も異なる。筑摩県における地租改正が検査例第一則自作地方式で地価・地租を決定するとき、この地租は収益の資本還元による地価の一定率部分であり、この地価が地租を決定する。そして地租は収益の一定率部分ではなく、法定地価の一定率部分となる限り、法定地価が改正されない限り地租は変化しえないが、収益は米価変動、生産諸力の変化によって変化しうる。そこで法定地価と現実的地価の乖離が進行しうるのであって、特に米価が上昇すれば、生産方法に何ら変化がなくても、地租が一定である限り、収益中に占める地租の比重は軽くならざるをえないのであり、地租との対比でいえば、剰余部分をどれだけ私的に占取しうるかを決定する大きな要因は価格になるのである。それゆえ米価が地租改正の基準米価を下廻るほどの下落をみせれば、固定的な金納地租の収益中に占める比重は高まり、旧貢租以上の負担ともなりうるのであって、ここに明治9年以降の地租改正反対の大きな農民闘争がひきおこされる主因があると考えられ、またこの闘争に直面して、政府も地租率を3%から2.5%への引き下げをせざるをえなくなるのであるが、この地租率の引き下げと、その後の米価の上昇の中で地租改正反対の農民闘争は、収束してゆくのである。そして、この反対闘争自体、地租改正による私的土地所有の法認、それに基づく地価形成を否定しようとするものではなかったのである。

筑摩県における地租改正が、明治8年10月に押しつけ反米・地価を農民が御請したことにより県としての耕地の改租事業は一段落をつけるのであるが、農民にとって耕地の地租改正が完了するまでにはなお解決されなければならない問題があった。その最大の問題は各旧村への地価の配分であった。すなわち、筑摩県では、明治7年後半に町村の合併がすすめられる。松本本庁づきの村々でも、明治5年に壬申戸籍作成の制度として大区・小区制が施行されるが、地租改正事業は幕藩体制下の村々を行政単位として遂行され、大区・小区制と地租改正事業の単位とは連繫をもつものではなかった。明治7年に小区をほぼ単位として小区に含まれる村々を合併し、新しい町村を制定して、それが地租改正事務の行政上の最下部の機構となる。旧村は耕地とよばれ、地租改正事業は耕地という旧村を単位として施行されて、地価の算定も旧村単位で行なわれるが、しかし県庁は合併村を村位等級の単位とし、明治8年10月に官定地価を合併村を一体として配布する。そしてその地価総

額をいかに旧村間に配分するかは新町村に委ねるのであり、官定の高額地価に対する不満は旧村間の配分をめぐる対立・抗争に転嫁されることになる。したがって官定地価に請書を差出したとしても、それが必ずしも各旧村段階で確定されたものではないことは、後節の南真志野の地租改正過程で詳述するところであるが、この対立が新町村の内部で調整がつかない場合には、大区長にもちこまれ、さらには県庁の裁定を求めるとにいたり、南真志野で旧村間の地価配分に決着がつけられるのは明治9年4月にいたってからであり、それから一筆限りの地価配分が行なわれる。地価配分が一応終るのは9年の夏であり、地価による地租の納入が明治8年度分から承認されるとはいえ、各土地所有者の地租納入が確定され、新しい租税徴収体系が整理されてくるのは明治9年からであり、ここに村落構造の改変も進行し、封建的貢租請負単位としての村は解体されるのである。

もっとも地租改正が筑摩県においても村落段階においても明治9年にすべて完了したわけではなく、これ以降山林・原野の地租改正が着手され、官民有区分をめぐる大きな事件がひきおこされてくるのであるが、以下では現在、長野県諏訪市の一部に編入されている旧湖南村南真志野における耕地の地租改正過程と村落構造の変化を主に検討してゆくこととする。

(経済学部助教授)